

「(仮称) 外郭団体の見直し基本方針(改訂版)(素案)」についてのパブリックコメント
実施結果

御協力ありがとうございました。

- 1 募集期間 令和3年9月1日(水)～令和3年9月30日(木)
- 2 意見の件数 23件
- 3 意見提出者数 5人
- 4 意見提出者年齢

年代	10代以下	20代	30代	40代	50代	60代	70代以上	不明
人数	0人	1人	0人	0人	0人	2人	2人	0人

5 内容別の意見件数

	項目	件数
1	方針の目的に関する意見	4
2	外郭団体の必要性の検証に関する意見	1
3	外郭団体の定義に関する意見	2
4	外郭団体への関与のあり方に関する意見	2
5	社会福祉法人茅ヶ崎市社会福祉事業団の財政再建に関する意見	4
6	外郭団体の事業に関する意見	4
7	パブリックコメント手続きの実施方法に関する意見	2
8	その他の意見	4
合 計		23

＝一部修正を加えた項目

茅ヶ崎市 企画部 行政改革推進室 行政改革推進担当
連絡先 0467-82-1111 (内線 2531)
E-Mail gyouseikaikaku@city.chigasaki.kanagawa.jp

(意見及び市の考え方)

■方針の目的に関する意見

(意見1)

本方針の目的にある効率的か非公募妥当性や存在意義そのものが問われてきていて…見直しをしてきた等々記してあります。徹底的に見直し、効率的、民主的運営され市民の立場に立って進めてもらいたい。

(意見2)

ゼロベースで不断の検証とありますが、前例実績や関係性に捉われない取組とあります。矛盾や整合性ない書き方と思う。ゼロベースで不断の検証をお願いします。

(意見3)

市の行政活動における政策の実施部門から分離独立・・・鑑み必要最小限に留めるとともに・・・一率に基準を当てはめるのではなくとあります。その結果ゼロベースで不断の検証が行われなくなり、その反対に何もしない前と同じでは矛盾を感じます。

(意見4)

人口減少や少子高齢化の更なる進行の中、市として80・50問題、ヤングケアラー(子どものお手伝い)、共生社会についてどう取り組むかその必要性が非常にある中、そして本市も厳しい財政状況、金がなければ何も出来ない。ゼロベースで検証を望む。

(市の考え方)

厳しい財政状況の中、少子高齢化を始めとした様々な社会的課題に適切に対応するため、これまでの枠組み等に捉われず、外郭団体が関係する施設や事業、また外郭団体の必要性そのものについてもゼロベースの検証を進めてまいります。

■外郭団体の必要性の検証に関する意見

(意見5)

社会福祉法人茅ヶ崎市社会福祉事業団等も永い歴史があります。だからゼロベース検証をしても整合性はとれると思う。

(市の考え方)

各団体について、団体や事業そのものの必要性等について検証を行い、最も適切な行政資源の配分や行政サービスの選択と集中、また事業実施主体の最適化を図ってまいります。

■外郭団体の定義に関する意見

(意見6)

5として外郭団体の定義がおかれているが、方針の根幹に関する用語の定義に関することなので、一番最初に置かれるべきではないでしょうか？

(意見7)

外郭団体の性格定義が、市の出資比率や経営関与の必要性として再定義(P-8)されていますが、折角の見直し方針に合致するよう更なるご検討を願う次第です。

即ち外郭団体に位置付けられる事業にあっては、その事業の社会性をある程度整備の上“事業を民営化”として、事業の資本形態を公募開放して(市の出資を含む)民意を反影させ、一方社会的性格の事業は、利用権者に市の利用権者カード等を帯与して支援向上を願うものであります。

(市の考え方)

用語の定義にとどまらず、本方針の根本的な部分であるため、ご意見のとおり、最初の方に置くべきと考えます。ご意見を踏まえ、「外郭団体の定義」につきましては、方針冒頭、「これまでの取組」の次に記載することといたします。

また、外郭団体が、公共的な役割を担い、市がその経営に関与する団体という性質や、経営への関与の権限や必要性等も踏まえて再定義を行うもので、今後も社会情勢の変化等に応じ、適宜適切な定義について検討してまいります。

外郭団体が担う事業については、公共性に配慮した事業展開となるよう適切に支援、指導するとともに、最も効率的・効果的なサービス供給に繋がる事業の実施主体や実施手法を検討してまいります。

■外郭団体への関与のあり方に関する意見

(意見8)

本資料は改訂版の基本方針に関する資料であるとお見受けしますが、具体的にどのような点をどのような視点で見直し(改訂)をしたのかについての資料が必要ではないでしょうか？具体的にご質問すると、今回の改訂では、市の関与する外郭団体の定義を再定義した改訂であり、関与の在り方については改訂をしていないという認識でよいでしょうか？

(意見9)

8「本方針に基づく各外郭団体への具体的な関与のあり方」の「社会福祉法人茅ヶ崎市社会福祉事業団」への関与のあり方について、当該団体への「必要な措置を講じるこ

とを求めることができる。」のであれば、「支援を行う」だけでなく、「必要な取組を促す」などの記載があってもよいのではないのでしょうか？

(市の考え方)

本改訂は、外郭団体の再定義のみではなく、外郭団体の役割の明記、また財政支援や人材支援、外郭団体が非公募で指定管理者となっている公の施設の公募化判断基準等、関与のあり方についても行っております。

ご意見にあります各団体に対して「必要な取組を促す」ことについては、付記することといたします。

◆修正部分の対照表

(仮称) 外郭団体の見直し基本方針 (改訂版) (素案) (15ページ)

修正後		修正前	
8 本方針に基づく各団体への具体的な関与のあり方		8 本方針に基づく各団体への具体的な関与のあり方	
団体名	関与のあり方	団体名	関与のあり方
公益財団法人 茅ヶ崎市文化・スポーツ 振興財団	<ul style="list-style-type: none"> ・財団全体の安定的・継続的な経営のため、事業の公益性と収益性のバランスの改善に必要な指導を行う。 ・外郭団体としての特性を最大限に生かし、その活動を充実させるための<u>支援を行うとともに、必要な取組を促す。</u> ・指定管理業務において、施設稼働率や自主事業収支の改善、経費削減等の取組に資する指導を行う。 	公益財団法人 茅ヶ崎市文化・スポーツ 振興財団	<ul style="list-style-type: none"> ・財団全体の安定的・継続的な経営のため、事業の公益性と収益性のバランスの改善に必要な指導を行う。 ・外郭団体としての特性を最大限に生かし、その活動を充実させるために必要な支援を行う。 ・指定管理業務において、施設稼働率や自主事業収支の改善、経費削減等の取組に資する指導を行う。
社会福祉法人 茅ヶ崎市社会 福祉事業団	<ul style="list-style-type: none"> ・同様の障害福祉サービス等を民間法人が実施している状況に鑑み、事業団が担う役割や事業の精査、また適切な事業実施に向けた支援を行う<u>とともに、必要な取組を促す。</u> 	社会福祉法人 茅ヶ崎市社会 福祉事業団	<ul style="list-style-type: none"> ・同様の障害福祉サービス等を民間法人が実施している状況に鑑み、事業団が担う役割や事業の精査、また適切な事業実施に向けた支援を行う。
公益社団法人 茅ヶ崎市シル	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢化社会が更に進行する中で、センターが 	公益社団法人 茅ヶ崎市シル	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢化社会が更に進行する中で、センターが

<p>バー人材センター</p>	<p>団体の設立目的を効率的・効果的に果たすための事業の展開や経営の効率化、また適切な収益構造の確立に向けた<u>支援を行うとともに、必要な取組を促す。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 補助金等、財政面での市への依存度を低下させる取組の支援を行うとともに、<u>必要な取組を促す。</u> 	<p>バー人材センター</p>	<p>団体の設立目的を効率的・効果的に果たすための事業の展開や経営の効率化、また適切な収益構造の確立に向けた取組の支援を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> 補助金等、財政面での市への依存度を低下させる取組の支援を行う。
<p>社会福祉法人茅ヶ崎市社会福祉協議会</p>	<ul style="list-style-type: none"> 協議会が団体の設立目的を効率的・効果的に果たすため、経営の効率化や採算性のある事業の実施、寄附金・賛助会費の拡大等の独自の財源確保策の実施について、<u>支援を行うとともに、必要な取組を促す。</u> 地域課題や他団体での取組等を共有するとともに、地域課題の解決への主体的、機動的な取組を促す。 事業実施の適正化を進め、経営や事業が市の財政支援の程度により大きな影響を受けないよう、市への依存度を低下させるための<u>支援を行うとともに、必要な取組を促す。</u> 自立した組織への転換に向けた自主的な取組を支援するとともに、<u>必要な取組を促す。</u> 	<p>社会福祉法人茅ヶ崎市社会福祉協議会</p>	<ul style="list-style-type: none"> 協議会が団体の設立目的を効率的・効果的に果たすため、経営の効率化や採算性のある事業の実施、寄附金・賛助会費の拡大等の独自の財源確保策の実施について、支援を行う。 地域課題や他団体での取組等を共有するとともに、地域課題の解決への主体的、機動的な取組を促す。 事業実施の適正化を進め、経営や事業が市の財政支援の程度により大きな影響を受けないよう、市への依存度を低下させるための支援を行う。 自立した組織への転換に向けた自主的な取組を支援する。

■社会福祉法人茅ヶ崎市社会福祉事業団の財政再建に関する意見

(意見10)
 財政負担の重い事業団を早急に解体し、財政再建に取り組むべき。

(意見 1 1)

事業団職員は、福祉に情熱があり、市に貴重な宝であり、市で採用を検討すること、人件費が市職員に準ずるため、限界にきている。

(意見 1 2)

指定管理制度により入札を実施すること。他市福祉法人も参加させること。

(意見 1 3)

事業団に派遣されている元市幹部職員の廃止。

(市の考え方)

茅ヶ崎市社会福祉事業団の職員は、日頃から利用者や家族に寄り添い、生きがいのある暮らしの実現のために尽力されていると認識しています。現況、団体が福祉に強い思いを持った職員を採用し、その職員が事業を担っており、そのことで十分な利用者サービスが担保されています。市としては人材育成支援には努めてまいりますが、外郭団体職員を市で採用することは想定しておりません。

指定管理者の選定にあたりましては、これまで「公民連携の推進のための基本的な考え方」(平成29年1月策定)に記載のとおり、法人等の設立目的と施設の設置目的・機能が一致するような施設で、その法人等が管理運営を行うことにより、安定的・効果的な施設運営が期待できることから非公募で選定してまいりました。その一方で、同様のサービスを提供している民間事業者の参入もみられることから、基準に従い、順次公募への切り替えの検討を進めてまいります。

本素案にもあるように固有職員がより能力を発揮でき、自主性と責任をもって業務や経営改善を行える環境を整えるようにする必要があることから、事業団が進める「茅ヶ崎市社会福祉事業団 第3期中期経営改善計画」における人的支援の必要性を見極めながら、本素案にお示ししておりますとおり、人的支援については段階的に縮小してまいります。

なお、ご意見をいただきました人材支援や指定管理業務のあり方については、本方針の内容をふまえて市が関与をしながら取り組むことで、自立的で専門的かつ効率的な組織運営につながり、さらには団体の財政健全化にもつながるものと考えております。

■外郭団体の事業に関する意見

(意見 1 4)

種々の事業の中には市が直営で実施してきたものもあると思う。直営・民間・外郭団体か等を検討し、進めて欲しい。

(意見 1 5)

今回見直しの対象とされるこの種の事業は、或程度の施設調達や運営費が必要ですが、事業サービスに伴う利便効果があるので、参加者は、登録料や利用料を支出することが自然であり、これに類する民間事業も産出していますが、事業の性格上官公庁機関が関与され、社会的資質向上や平等性など“住みよいまちづくり”を目指して、単なる事業支援に止まることなく、行政課題に位置付けられることも理解されます。ただ民間事業の場合は、資金投資を拠出金・株式・会費・資格金など確保した上で、これらの運営管理を行い事業性を確保することが、義務付けられますので、利用者サービス向上が必然的となります。

(意見16)

実際問題として、“事業民営化”は、プールやテニスコートなど個々の利用料だけでの運営には困難が予想されますが、利便性のある利用率向上策として、美術館や市の駐車場などの市施設との共用性を図り、近隣市町村や県の施設とも共用性を加味した“利用券”の性格付けなどをこの際加味して充実して頂けるようお願いしています。

(意見17)

福祉関係施設にあっても、その充実と利便性は、私ども90歳人生にとって、日ごろ切実に願望しておりますので、現行の賛助会員制（特別賛助会員費1口5,000円）や寄付金者への付帯利用権など運用面での改善をぜひともお願いしての意見とします。

(市の考え方)

各事業につきましては、公共性を踏まえながら、これまでの枠組み等に捉われる事無く、最適な事業実施主体、実施手法の検討をゼロベースで進めてまいります。

また、他施設や近隣市町村との連携、また運用面での改善を積極的に図り、各事業のサービス向上を推進してまいります。

■パブリックコメント手続きの実施方法に関する意見

(意見18)

当パブコメは非常に啓発（PR）が少なかったと思う。これではパブコメ（意見募集）する意味がないと思う。これでは応募者も少なくパブコメの意味もなくなってしまうのではと思って書きました。

(意見19)

今「市民自治推進課」では「“協働”の考え方・進め方」について意見募集しているが共通性がある中での実施とも思うので関連を持たせて実施できなかったか（“協働”はアンケート又は意見募集のみで回答ナシ・説明・情報提供も不足に思う）

(市の考え方)

パブリックコメント手続は、計画の策定や条例の制定をはじめとした市の基本的な政策等に対して、市民の皆さまからご意見をいただける重要な市民参加の機会であると認識しています。

より多くの市民の皆さまに知っていただけるよう、実施にあたっては市政情報コーナーのほか、市広報紙やホームページ、ツイッター、広報掲示板、公共施設への掲示に加え、市役所内デジタルサイネージの活用、まちぢから協議会連絡会を通しての周知等、様々な媒体や手法を組み合わせながら周知しているところです。

パブリックコメント手続をはじめとした市民参加の方法の実施にあたっては、案件に応じて組み合わせるなど、参加の機会を幅広く提供することで充実を図るとともに、引き続き積極的な周知に取り組めます。

なお、市民自治推進課で実施した「“協働”の考え方・進め方」についての意見募集は、市民活動（自主的かつ自立的に行う活動で不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与することを目的とするもの）を行うものとの協働を取り扱ったものですので、本パブリックコメントとは別に実施したものです。

■その他の意見

(意見20)

今春、海老名市から引っ越してきたものですが、ここは自転車が我が物顔で走っています。歩行者が遠慮がちに歩かなければならないのは何が変です。道路が狭いのが原因だと思いますので計画的に改善して欲しいです。

(意見21)

「(市民との) 共助の考え方・進め方」にも関連をもたせて。

(意見22)

「協働の考え方・進め方」意見募集も添付できれば回答ください

(意見23)

協働でできるものはみなおしすべしだから